

旭川工業高等専門学校校章及びスクールカラーに関する規則

制定 平成29. 7. 20規則第35号
改正 令和 3. 9. 21規則第30号

旭川工業高等専門学校校章及びスクールカラーに関する規則

(目的)

第1条 この規則は、旭川工業高等専門学校（以下「本校」という。）の校章及びスクールカラーに関し、必要な事項を定めるものとする。

(校章)

第2条 本校の校章は、別図第1のとおりとする。

2 校章の色彩は、別図第1で定める色を標準とする。

(スクールカラー)

第3条 本校のスクールカラーは、紺色とし、別図第2のとおりとする。

(使用者の資格)

第4条 校章を使用することができる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本校
- (2) 本校の教職員及び学生
- (3) その他校長が使用の許可をした個人及び団体等

(校章の使用範囲)

第5条 校章の使用範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学校運営及び校務上必要と認められるもの
- (2) 教職員が研究発表等で使用する資料
- (3) 学生が課外活動及び研究活動に関連して使用するもの
- (4) その他校長が適当と認め許可したもの

(使用の許可)

第6条 校章を使用しようとするときは、校章使用申請書（別記様式第1号）を校長に提出し、校章使用許可書（別記様式第2号）により使用の許可を受けなければならない。ただし、第4条第1号及び第2号に定める使用者については、申請を要しない。

(使用許可の取消し等)

第7条 校章の使用に当たり、校長は次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

- (1) 校章使用申請書の内容に虚偽があったとき。
- (2) 本校の名誉が傷つけられ、又は傷つけられるおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) その他校章の使用方法が適切でないとき。

(第三者使用の禁止)

第8条 校章を使用する者は、校長の同意なしに第三者に使用させてはならない。

(遵守事項)

第9条 校章を使用するときは、この規則を遵守するとともに、本校の品位と尊厳を保持しなければならない。

(事務)

第10条 校章及びスクールカラーの事務に関することは、総務課が処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、校章及びスクールカラーに関し必要な事項は、別に定める。

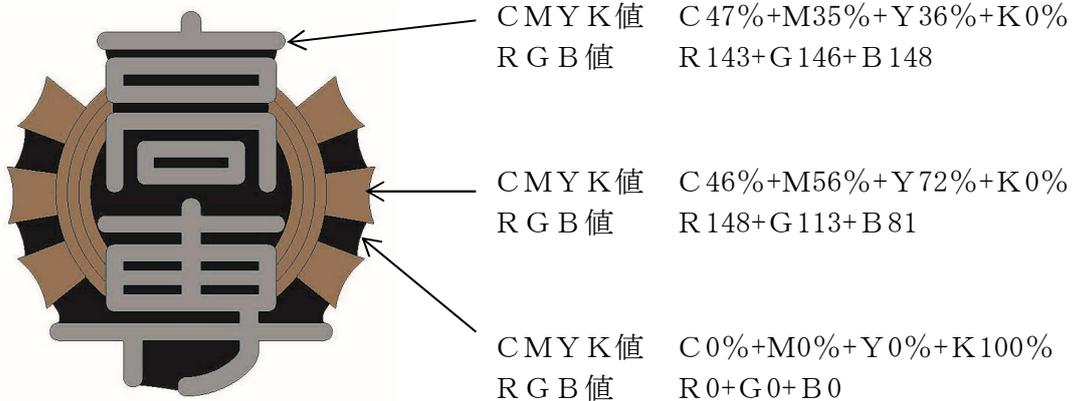
附 則

この規則は、平成29年7月20日から施行する。

附 則 (令和3.9.21 規則第30号)

この規則は、令和3年9月21日から施行する。

別図第1（第2条関係）



校章の由来

左右の旭光は本校学生の将来の輝かしい発展を意味し、高専の左右の3本の弧線は本校の教育方針である明朗で誠実、しかも技術革新に対応する新しいタイプの技術者を養成する3つの意味を有する。

さらに、旭光は旭川の旭を、3本の線は旭川の川を象徴する。

なお、この図案は、本校初代校長原田準平氏の手によるものである。

別図第 2 (第 3 条関係)



C M Y K 値 C 97%+M100%+Y 38%+K 20%
R G B 値 R 42+G 48+B 92

別記様式第1号（第6条関係）

（元号） 年 月 日

旭川工業高等専門学校校長 殿

申請者

（住 所）

（団体等）

（氏 名）

（電 話）

（E-mail）

旭川工業高等専門学校校章使用申請書

旭川工業高等専門学校校章及びスクールカラーに関する規則第6条により使用の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、使用に際しては、旭川工業高等専門学校校章及びスクールカラーに関する規則を遵守します。

記

1 使用目的

2 使用方法（レイアウト等の参考資料があれば添付すること。）

3 使用期間

（元号） 年 月 日～（元号） 年 月 日

4 使用場所

5 その他

（元号） 年 月 日

殿

旭川工業高等専門学校長

旭川工業高等専門学校校章使用許可書

（元号） 年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、下記の条件を付して使用を許可します。

記

1 使用対象

2 使用期間

3 使用許可の条件

(1) 次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、校章の使用の許可を取り消し、又は停止させます。

- ① 校章使用申請書の内容に虚偽があったとき。
- ② 本校の名誉が傷つけられ、又は傷つけられるおそれのあるとき。
- ③ 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- ④ 特定の個人、政党、宗教団体等を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- ⑤ その他校章の使用方法が適切でないとき。

(2) 使用対象物に関わる事故等が起きた場合は、申請者においてこれを処理し、本校では一切その責任を負わない。

(3) 申請内容に変更があった場合は、速やかに届け出ること。